

国民健康保険税納税通知書などを送付します

◎納税通知書などの送付時期

毎年7月中旬に納税通知書または特別徴収通知書などを送付します。

◎平成30年度国民健康保険税の税率は以下のとおりです

基礎課税分(加入者全員)		後期高齢者支援金分(加入者全員)		介護納付金分(40歳から64歳の加入者)	
所得割①	8.34%	所得割⑤	2.22%	所得割⑨	2.3%
資産割②	33.66%	資産割⑥	8.6%	資産割⑩	7.36%
均等割③	23,000円	均等割⑦	6,500円	均等割⑪	9,000円
平等割④	24,800円	平等割⑧	6,800円	平等割⑫	5,900円

国民健康保険税は、①から⑫を世帯単位で合算します。

所得割：加入者の所得額の一定割合 **資産割**：加入者の資産に対する一定割合

均等割：世帯の加入者数に応じ一定額 **平等割**：世帯構成ごとに定額

※賦課限度額は、基礎課税分58万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円です。

◎特例対象被保険者等(非自発的失業者)は軽減制度が受けられます(要申請)

下記要件のすべてに該当する方が対象です。

- 65歳未満で離職した方
- 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける方
- 雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄のコードが次のいずれかに該当する方
11・12・21・22・23・31・32・33・34

※軽減期間は離職日の翌日の属する年度からその翌年度末までとなります。

◎納税の義務は世帯主にあります

国民健康保険税は、世帯主に納税義務があります。世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に国保の加入者がいる場合は、世帯主に納税通知書を送付します。

【国保税の納付方法】

普通徴収 納税通知書または口座振替による納付(特別徴収以外の方が対象。年度途中で65歳になる方、市外から転入された方なども一時普通徴収になります。)

特別徴収 年金天引き(世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主で、年金額が年間18万円以上の方が対象となります。なお、年金天引きされる介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の2分の1を超える場合は普通徴収となります。)

【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当(市役所1階) ☎ 32・3845 / FAX 33・3401

Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

